

犯罪被害者ホットライン（警視庁）



提供：警察庁

裁判所、自治体等への付添いなどの役務の提供、物品供与又は貸与その他の方法による犯罪被害者等の援助、犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助に関する相談や問合せに応じている。

なお、犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人」であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体である（P254 資料10参照）。

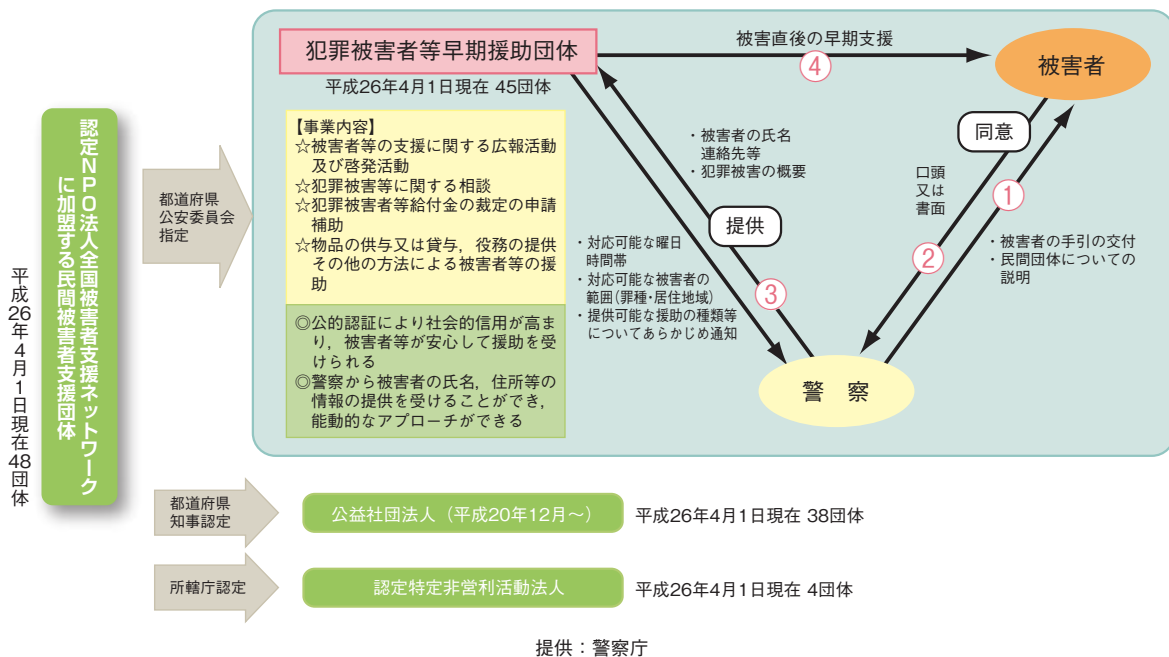
○ 犯罪被害者等早期援助団体
【相談先整理番号3】

・犯罪被害者等早期援助団体等
(<http://www.nnvs.org/list/index.html>)

犯罪被害等に関する相談、警察や検察庁、

犯罪被害者等早期援助団体制度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定する制度



○ 日本司法支援センター（通称・法テラス）
【相談先整理番号4】

体の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務を行っている (http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/hanzaihighaishashien/)。

刑事手続への適切な関与や損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報の提供、犯罪被害者支援を行っている機関・団